

川崎市防災行政無線管理運用規程

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 管理

第1節 管理者（第4条～第9条）

第2節 無線従事者（第10条～第11条）

第3節 保守管理（第12条～第15条）

第3章 運用

第1節 通則（第16条～第21条）

第2節 災害時における運用（第22条～第24条）

第3節 研修及び訓練（第25条～第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規程は、防災行政無線の適正かつ効率的な運用及び維持管理を円滑に遂行するため、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)及び関係法規に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）防災行政無線：川崎市危機管理対処方針に定める危機に対する、予防・応急対策活動、救援・救護活動に必要な情報収集・伝達を行うための無線通信網をいう。

（2）無線局：法第2条第5号に規定するものであり、別表第1に掲げるものをい

- う。
- (3) 多重系：固定した無線局相互間で、1つの回線を時分割し、複数の電話、ファクシミリ通信及びデータ伝送に使う方式で、統制局、代行統制局、各区役所、支所、消防局相互間で行う通信系統をいう。
 - (4) 同報系：市役所及び区役所からの情報を、屋外及び戸別受信機に一斉に伝達する通信系統をいう。
 - (5) テレメータ系：雨量、水位及び潮位の各データを各観測局から情報収集するための固定通信系統をいう。
 - (6) デジタル移動系：デジタル通信方式の基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で行う通信系統をいう。
 - (7) アナログ移動系：アナログ変調方式の移動無線で、150MHz帯の防災相互波を使用して通信する系統をいう。
 - (8) 衛星系：一般財団法人自治体衛星通信機構が管理する通信衛星(スーパーバード)と災害対策用衛星通信地球局(以下「地球局」という。)間で通信を行う通信系統をいう。
 - (9) 統制局：通信の運用を総合的に管理・統制するため、市役所内に設置する無線局をいう。
 - (10) 代行統制局：統制局を代行する設備として多摩区総合庁舎内に設置する無線局をいう。
 - (11) 端末局：区役所、支所、道路公園センター等の市機関及び防災関係機関に設置する無線局をいう。
 - (12) 無線従事者：無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線局の操作する資格を有する者をいう。
 - (13) 統制：災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切替え、通話中の通信の

切断、割込み、通信取扱順序の指定等の制限を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(14) 一斉通報台：統制局に設置する一斉通報を行うための設備をいう。

(15) ファクシミリ：文書又は図画等を送受信するための通信設備をいう。

(無線局の分類等)

第3条 無線局の分類、呼出名称、設置場所等は別に定めるところによる。

第2章 管理

第1節 管理者

(統括管理者)

第4条 すべての無線局の管理及び運用を掌理するため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

(副統括管理者)

第5条 副統括管理者は、統括管理者を補佐し、統括管理者に事故があったとき、又は統括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

2 副統括管理者は、危機管理本部危機管理部長の職にある者をもって充てる。

3 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線管理者、無線使用管理者を指揮監督する。

4 副統括管理者は、統括管理者の命を受け、無線局の運用及び管理の事務を行う。

(無線管理者)

第6条 無線局装置の適正な運用及び管理を行うため無線管理者を置く。

2 無線管理者は、危機管理本部において、無線局の運用及び管理を担当する担当課長をもって充てる。

3 無線管理者は、統括管理者の命を受け、無線局装置の運用及び維持管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 無線設備の整備、点検及び点検方法に関すること。
- (2) 無線設備の故障及び障害対応に関すること。
- (3) 無線局の運用状況に関すること。
- (4) 通信統制、緊急通信体制の運用に関すること。
- (5) 無線設備の関連法令及び操作研修に関すること。
- (6) 通信訓練に関すること。

(無線使用管理者)

第7条 無線局の運用及び管理に関する事務を行うため、無線使用管理者を置く。

2 無線使用管理者は、無線局が設置されている機関（課）の長又は長が指名した者をもって充てる。

3 無線使用管理者は、統括管理者の命を受け、当該無線局の運用及び管理の分掌を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当該無線局の日常行う簡易な点検に関すること。
- (2) 当該無線局の故障等の対応に関すること。
- (3) 当該無線局の運用に関すること。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、無線使用管理者の命を受け、当該無線局の管理及び運用に従事する。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、法令に基づいて無線局が設置されている機関の職員でなければならない。ただし、災害時及び保守点検においてはこの限りでない。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の指導のもとに、法令に基づいた無線局の運用を行う。

第2節 無線従事者

(無線従事者)

第10条 無線局の無線設備の操作を行わせるため、無線従事者を置く。

2 無線従事者は、無線局ごとに市長が選任及び解任する。なお統括管理者は必要と認められる無線局について、共通選任を行うことができる。

3 前項に定める選任又は解任を行った場合、統括管理者は速やかに総務大臣に対し、選任又は解任届けを行うものとする。

4 無線従事者は、全所属の通信取扱者が行う無線設備の技術操作を管理しなければならない。

(無線従事者の配置と養成等)

第11条 統括管理者は、無線局の運用に必要な数の無線従事者を配置するものとする。

2 統括管理者は、無線従事者の適切な配置をするため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

第3節 保守管理

(無線設備の管理)

第12条 無線管理者は、無線設備の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の整備及び点検を行ったときは、その結果を統括管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な整備及び日常点検等の軽易な点検はこの限りではない。

(故障等の通知)

第13条 無線使用管理者は、無線局の無線設備について故障又は異常を認めるときは、無線設備故障報告書(第1号様式)を速やかに無線管理者に提出しなければならない。

2 無線管理者は、前項の規定に基づく報告書を受領したときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について当該無線局の無線使用管理者に通

知するものとする。

- 3 無線管理者は、前項において重大な故障又は異常により復旧に時間を要する場合は、統括管理者に報告するものとする。

(無線設備の点検)

第14条 無線管理者は、無線局の無線設備について別に定めるところにより、必要な点検を行わなければならない。

(無線設備の変更等)

第15条 無線使用管理者は、無線設備の変更又はその設置場所を変更する必要が生じた場合は、防災行政無線設備変更依頼書(第2号様式)を速やかに無線管理者に提出するものとする。

- 2 無線管理者は、前項の依頼を受けたときは、遅滞なく当該無線局の無線使用管理者と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

第3章 運 用

第1節 通 則

(運用の原則)

第16条 無線局の運用は、統括管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

- 2 衛星系を利用した通信は、一般財団法人自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークに加入し、当該機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款の規定により運用する。

(回線の構成)

第17条 回線の構成は、川崎市地域防災計画により別に定めるところによる。

(通信の種類)

第18条 通信の種類は、別に定めるところによる。

(運用時間)

第19条 無線局の運用時間は、常時とする。

- 2 代行統制局については、統制局が何らかの事由により機能を失った場合に運用を開始する。

(運用状況の把握)

第20条 無線管理者は、常にすべての無線局の運用状況を把握するとともに、無線使用管理者に対して必要な助言又は適切な指示を行わなければならない。

- 2 無線管理者は、無線局の運用状況に支障をきたす重要な問題が発生した場合、統括管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

第2節 災害時における運用

(通信の優先順位)

第22条 災害時における通信の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民に対する広報、避難の勧告及び指示等人命に関する事項
- (2) 応急対策の実施に必要な事項
- (3) 災害予警報に関する事項
- (4) その他予想される災害の事態並びにこれに関する事項

(通信の統制)

第23条 無線管理者は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき、その他特に必要があるときは、これに関する通信を優先させるため、管轄下の通信を統制することができる。

- 2 無線管理者は、通信の統制を行うときは、緊急の場合を除き、統制の内容等必要な事項を周知しなければならない。

3 無線管理者は、通信の統制を行うときは、速やかに統括管理者に報告するものとする。

(緊急通信体制)

第24条 無線管理者及び無線使用管理者は、災害関係の通信を行う必要が生ずると予想されるときは、通信の確保に必要な措置をとるなど、災害時の通信の円滑な運用を図らなければならない。

2 無線管理者は、統制局が何らかの事由により機能を失った場合、代行統制局へ切り替える等必要な措置を講じるとともに、統括管理者に報告するものとする。

第3節 研修及び訓練

(研修)

第25条 無線管理者は、年1回以上通信取扱者に対して関連法令及び無線設備の取扱方法について研修を行うものとする。

(通信訓練)

第26条 無線管理者は、無線通信技術の向上及び習熟を図るため、年1回以上総合防災訓練等に併せて通信訓練を実施するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、川崎市防災行政無線の管理及び運用に必要な事項は別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、免許の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、平成元年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成6年6月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成8年3月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成9年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。